

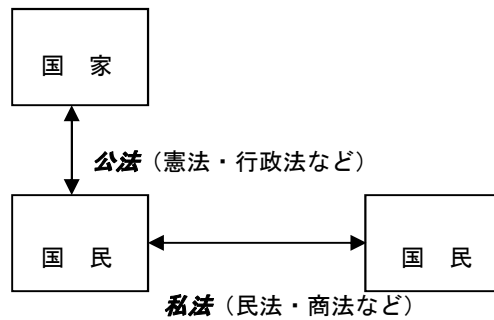
行政書士白熱講義 2017 レジюме 憲法第1回

【科目別ガイダンス】

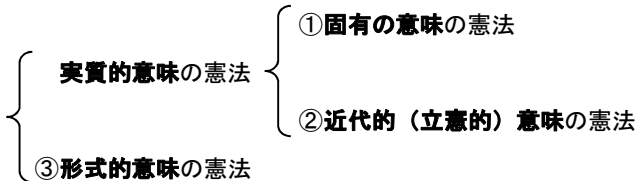
- 本試験：択一5問×4点＝20点 多肢選択1問（4問×2点）＝8点
- 新傾向：判例を用いた長文（難易度はまちまち）、学説的な問題（深入りしないこと）
- 対策： 人権→条文＋判例 統治→条文を整理

【第1章 憲法とは】

○憲法とは？：国の根本法。国家の権力濫用を防止することによって、国民の権利・自由を守る。



▽憲法の意味 [2009-3]



実質的意味の憲法：ある特定の内容をもつ法を指して憲法と呼ぶ場合をいう

固有の意味の憲法：国家の統治の基本を定めた法としての憲法をいう。いかなる時代の国家にも存在

近代的意味の憲法：専断的な権力を制限して、国民の自由を保障しようという考えを基本理念とする憲法

形式的意味の憲法：憲法という形式をとって存在する成文法典、すなわち憲法典をいう

○憲法の分類

成文憲法	憲法が憲法典という文書の形式で存在
不文憲法	憲法典という形式をとらず、普通の法律（成文法）・慣習法や判例法等（不文法）の形で存在

硬性憲法	通常の法律とは異なる特別の慎重な手続によらなければ変更できない→安定性・永続性
軟性憲法	通常の法律と同じ手続で変更できる→時代・事情の変化への適応

○前文の法的性格

法規範性（法としての拘束力があるか）→あり **裁判規範性**（訴訟の基準となるか）→なし

□B 長沼ナイキ訴訟（最判昭 57. 9. 9）：平和的生存権

○主権の3つの意義 [2000-6]

A	国家権力そのもの（統治権）	日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし（ポツダム宣言8項）
B	国家権力の最高独立性	自国の主権を維持し（前文3項）
C	国政の最終決定権	主権が国民に存することを宣言し（前文1項） 主権の存する日本国民（1条）

▽国民主権の2つの要素

○**権力的契機**→国の政治のあり方を最終的に決定する権力を国民自身が行使

○**正当性の契機**→国家の権力行使を正当化する究極的な権威が国民に存する

※**権力的契機**を重視する立場からは「国民」を有権者の総体と解することになり、主権者である国民とそうでない国民に二分されるという批判がある。**正当性の契機**を重視する立場からは「国民」を一切の自然人たる国民の総体と解することになり、国民主権が一種のイデオロギーに貶められるという批判がある。

→**折衷説**がとられている

【第2章 人権】

[2015-4]

○人権総論：**固有性**（人間として当然に有する）・**不可侵性**（公権力に侵されない）・

普遍性（人種・性別・身分などに関係なく当然に享有できる）

○人権の種類：**自由権**（精神的自由権・経済的自由権・人身の自由）「**国家からの自由**」

受益権（国務請求権）

参政権「**国家への自由**」

社会権（弱者保護のために国家に積極的な配慮を求める）「**国家による自由**」

○公共の福祉（12・13条）[2013-3]：**国民全体の共同の利益**（全農林警職法事件等）判例の立場は不明確

学説では、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理（一元的内在制約説）などがある。

単に**内在的制約説**で覚えておけば十分。

○人権の享有主体

①**天皇・皇族** ②**外国人** ③**法人** ④**公務員** ⑤**在監者** ⑥**未成年者**

○天皇・皇族：皇位の世襲制と職務の特殊性にかんがみて、選挙権、職業選択の自由、外国移住の自由、国籍離脱の自由などは有しないと解されている。

○外国人の人権 [2006-6] [2007-6] [2011-4] [2015-3] : 憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、
権利の性質上日本国民をその対象としているものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ

A マクリーン事件 (最大判昭 53. 10. 4) 外国人に人権は保障されるか? 政治活動の自由は?

A 定住外国人の地方参政権に関する判例 (最判平 7. 2. 28) 15 条 1 項 (国民) と 93 条 2 項 (住民) の比較

C 管理職選考試験の受験資格に関する判例 (最大判平 17. 1. 26) 公権力行使等地方公務員

A 塩見訴訟 (最判平元 3. 2) 障害福祉年金の受給棄却

○出入国の自由・在留の権利

	保障	
入国の自由	×	憲法上、外国人はわが国に入国する自由を保障されているものではない (マクリーン事件)
在留の権利	×	憲法上、外国人は在留の権利、引き続き在留することを要求する権利を保障されているものではない (マクリーン事件)
再入国の自由	×	わが国に在留する外国人は、憲法上外国へ一時旅行する自由を保障されるものでないから、再入国の自由は 22 条により保障されない (<input type="checkbox"/> B 森川キャサリーン事件 最判平 4. 11. 16)
出国の自由	○	22 条 2 項にいう外国移住の自由は、外国人に限って保障しないという理由はない。

【今日のチェックポイント】

憲法とはなにか? 憲法の分類 (2 通り) 前文の法的性格 (2 つ) 主権の 3 つの意義

人権の種類 (4 つ) 公共の福祉の意味、学説の代表的説の名称

マクリーン事件 : 外国人に人権は保障されるか? 政治活動の自由は? なぜ不許可になった?

外国人参政権について (15 条と 93 条 2 項の比較)

塩見訴訟 : 外国人に障害福祉年金を支給しない理由

【今日の一般知識用語】（政治）

経済連携協定（Economic Partnership Agreement、EPA）：自由貿易協定（FTA）を柱として、関税撤廃などの通商上の障壁の除去だけでなく、締約国間での経済取引の円滑化、経済制度の調和、および、サービス・投資・電子商取引などのさまざまな経済領域での連携強化・協力の促進などをも含めた条約。

日本はシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴルと締結（2016年6月現在）。

【今日の問題】（行政書士試験 2000 年問 6）

次の記述のうち、「主権」という用語が他とは違う意味で使われているものはどれか。

1. ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。
2. 政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。
3. 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。
4. 国民主権の原理は、国政が国民の厳粛な信託によるものであることを意味する。
5. 高度の政治性を有する国家行為は、司法審査になじまず、国会等の政治部門の、最終的には主権者たる国民の、政治責任において行われるべきである。

※今回は今までと同じ問題ですが、これからは原則、違う問題を掲載していく予定です。

解答は次回